

最高裁秘書第854号

平成31年2月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

1月22日付け（同月24日受付，最高裁秘書第418号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

司法修習生が司法研修所構内の写真を撮影した場合，どのような弊害が発生すると司法研修所が考えているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，作成又は取得していない。